

國第四十回
參議院法務委員會會議錄第二十五號

昭和三十七年四月二十七日(金曜日)

卷之四

委員の異動
本日委員山口重彦君辞任につき、その
補欠として藤田進君を議長において指
名した。

出席者は左の通り。

卷之二十一

委員

井野碩哉君

高田なほ子君

藤田 進君

國務大臣
武昌

法務大臣 植木庚子郎君

政府委員

警察厅警備局长 三輪 良雄君

法務省刑事局長 竹内 寿平君
法務省公務局長 氷本 一夫君

事務局側

常任委員會專門員 西村 高兄君

説明員

法務省証務局
参考官 杉本 良吉君

本日の会議に付した案件
は察及び裁判の運営等に関する調査

○委員長(松野孝一君) ただいまから
法務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動について御報告
申し上げます。

本日付をもって山口重彦君が辞任せき
れ、その補欠として藤田進君が選任さ
れました。

以上であります。

○委員長(松野孝一君) 檢察及び裁判
の運営等に関する調査を議題といたし
ます。

この際、亀田君から発言を求められ
ておりますので、これを許可いたしま
す。

○亀田得治君 私は、この際、昨年度
末における国鉄の労使間の紛争の問題
に關しまして若干お尋ねいたしたいと
思ひます。

最初に、今回の年度末手当に関する
紛争の特色といいますか、そういう点
についてただしたいと思うわけです。
今回の年度末手当の交渉が国鉄と労組
との間で何回も行なわれてきたわけで
すが、ちょうど三月二十六日にそれが
起きまして、そのころ國鉄当局は國労
を出し抜いて、動力車労組あるいはそ

の他の小さな組合と先に妥結をするのが流れたのです。そこで、当日は、午後九時から二十七日の午前零時ごろまで団体交渉が行なわれていたわけですが、その団交を終わるにあたりまして、私が今申し上げたような小さな組合と先に妥結をする、そういう一方的なことはしない、そして国労との団交は翌日といいますか、当日は午前零時ですから、二十七日午前十時からさらに行なおう、こういうことで別れておるわけです。しかるに、それからわざわざ局は、ほかの小さな組合と妥結をしたわけです。妥結の条件は、昨年度より

ういう前例がない、重大な問題に組合は、上なつてくるわけです。で、国鉄の労働組合は、当日緊急中央執行委員会を開きまして、月末におけるこの戦術を決定しておるわけですが、官房長官見解ですね。国鉄労働組合とそういう約束をしながら、しかも、従来の慣習を無視して、かくのごとき妥結を他組合とした、こういうことが一体正いと考えておられるかどうか。まあ日は検察行政に関する問題を中心にお聞きする予定でありましたから本来は、この点は国鉄当局あるいは国労働組合、各当事者を呼んで、ここで聞きすべき筋合いかもしれません、多少この論点、ねらいどころが違うのですが、しかし、その間の事情は、官房長官として十分お知りだったはありますので、あなたひとつ御解をまずお聞かせ願いたい。非常に今は今後重要な影響がありまする解をまずお聞かせ願いたい。非常に

織労本のうの行をしししも労おも

○鶴田得治君 管理者の適正な措置と
関係でございますが、こういう個々の
組合と管理者の間の関係は、国鉄の出
局を信頼いたしまして、おまかせして
いるわけでございまして、一つ一つの
アクションにつきまして内閣が御相談
を受けたり指示をしたり、そういうこ
とはいたしておらないわけでございま
して、二十六日以後、今御指摘のよう
な事態があつたということを私も伺い
ましたけれども、そのことにつきまし
て、私は、御相談を受けたこともなけれ
ば、指示をいたしましたこともござ
いません。問題は、管理者を信頼し
て、管理者が責任をもつて適正な措置
をすることを期待いたしておるわけで
ございます。

で、確かめておきたいわけです。
○政府委員(大平正芳君) 私どもは健全な労使関係の慣行が確立して参考を念願いたしておるわけでございまして、労働運動に政府が介入しよ
うといふ意図は毛頭ございません。併し全なる労使関係樹立につきまして私どもがなさればならぬことは、管理者側の態勢がきちんと折目のついた態度で
ることが大事だと思うのでございまして、私どもの内閣ができまして以來累次各管理当局に対しましてお願ひをしてきたわけでございます。で、今から
尋ねの國鉄の中の國労と國鉄当局との

も、まあ私たちも知つておる人もあるわけですから、別に比較して申し上げて、多少誤解を起こしてもなりませんが、ともかく量的には全然違うわけですね。これが四分六とか、いや七、三だといったようなものなら、また多少理屈のつけようも出てくるかもしだれぬ。しかし、これは全然違う。労働組合法たとえは第七条あるいは第十七条といったようなものにも、やはり一つの職場に組合がある場合に、多数者の組合というものが基準になつて、この協約の拘束力の問題等もやはり優先的に判断されていくわけですね。“またそうしなければ、これは秩序は保てませんから、それがあまりにも違う組織の間においてそういうことがなされた”しかもそれは、そんなことをしないという約束から四時間後です。前例がありません。これに対しても、まあひとつ管理者の適正な運営を期待するというだけでは私は済まぬのじやないか労働大臣等の意見も聞きたいところであります。しかし、あなたが今回は一番いきさつ等をのみ込まれておると思いますので、実はわざわざ出てきてもらつて、お聞きしておられるわけなんですが、もう少しそこをはつきりおっしゃつてもらいたいと思うのです。

かりではなく、官公労につきましても同様でございまして、あくまでも労使の間の団体交渉中心に、すべてのこの問題が平和裡に解決され、りっぱな慣行ができる参るよう期待しておるわけでございます。したがつて、今お尋ねの件につきましても、私どもは介入すべきものとは思いませんし、また事実、国鉄の管理者当局並びにそれを監督いたしております運輸大臣からも、私どもに御相談はございませんでした。私どもは、監理者が私どもの方針に従いまして、責任をもつて措置していただくということを期待しておるわけでございます。

見出されるということが本筋だろうと思ふのでござります。政府が介入して云々ということとは私は適当でない、また労使の間の団体交渉において解決の方途を見出していくことが適切な方途ではないかと考えております。

労働省 それから、これには公労委なり
あるいは民間等を含む中央労働委員会
なり地方労働委員会ということで、労使直接の
関係にタッチをされているシステムであります
すね、現行。こういうことで、支配介人として、
入を政府においてしてないかわりに、そ
ういった第三者機関というのでおや
りになるわけですから、この問題は、
そこまでいかないうちに、労使直接の
交渉の中に問題が生じてきておる。し
たがって、その経過については、資料
に基づいてみても、しばしばわが党の
首脳部とあるいは直接当事者と、官園
長官も折衝を持たれてきておるわけ
です。したがって支配介人という法律上
許しがたい限度を越えたものは、これ
はなさるべきでないと思うけれども、
内閣として日本国有鉄道に対する指
導、監督の責任がある以上、この経営
というものがただ単にその営業だけと
いうわけでないので、その営業なり、
円滑サービスが充実できるということ
の中には、労使関係というものは当然
大きなファクターで入ってきておるも
うもよろしくないと思われる場合に
は、ある種のやはり指導なり監督の意
味における適切なサーゼストをされ
なければね。将来の事態を見通して、い
ふべきだと私は思うのです。労使間の
省といえども、公労法に基づく措置の章
ない段階において、あるときには、中
央労働委員会の所管の問題では、民間
等ですね、これはそれぞれ労働委員会
のほうの活動を促すとか、公労委の活
動を促すとか、あるいはまた、直接接
かるべき解決案が、議会開会中であれ
ておるわけです。そういう形で、要

はそれは反発をもちます。そういうふたつに、
もう一つは、それが交渉の中で確約されているのにかか
らず、少數の一部組合と当局との間で妥結を見て、それを国労のほうに
のませようという戦術的な措置といふもので、これは、やはり平穡であるべき、
安定すべき労使関係というものを保つために、
乱している私は大きな原因であると想
うのです。そういうときには、私は、
従来あるいは自由民主党の労働対関係
の人々にとか、あるいは飛び越えて官屋
長官その他、従来はよく内々の内面的
な連係は保たれてきていたと思う。そ
ういうことを考へると、今度の場合、
支配介入と、いふようなことをなぜしな
かつたかというのではないのであります。
すから、この装置についても、ひとつの所見
のない、適当であつたかないかといふ
ようなことも含めて、ひとつその所見
を私は重ねて伺いたいと思います。

おりまして、それは逐一国鉄の当局に御通知申し上げて、御考慮をわざわざしておるわけでござります。これは、今御指摘のようすに、支配とか介入とかいうことでござりますので、それは細大漏れとかいうことでございません。これが、もが職責上当然やらなければならぬとでございますので、それは細大漏れとか御連絡申し上げて参りました。問題は、国鉄の管理者当局と労働組合との間で、局が全責任をもつて問題を解決していただくという慣行がよろしいわけですがございまして、今回国鉄当局がとらえられた措置が適当であるかどうかという判断、かりにこれが適当でないとする問題につきましても、国鉄当局と国労連の間で団体交渉を通じまして解決策を見出することが、労使関係のよき運営を樹立する一番堅実な道であると田中委員長は、その上でございます。私どもは、そういうことを期待するがゆえに、各方面から見て、この御意向も、それを御通知申し上げて、判断の資にいたしておるわけでござります。あくまで両交渉当局が全責任をもって解決していくだといふうにありたいものだと思いますし、へ後もそうあっていただきたいということを希求いたしております。

けれども、とにかくそんな問題は受け付けませんと言われましたでしようけれども、どうではなくに、何とか円満にいきたいというお気持があればこそ、時間もかけて、またしばしば会見もされたようになります。私も、中労委等六年を通じて調停委員もいたしましたし、国鉄調停委員もやりましたが、私の経験では、むしろ当局側に支配介入があり過ぎて困ったことも知っています。ですから、そういう意味で、支配介入をして、一本譲っちゃいかぬとか、いや、他の影響がどうだとかいうようなことでおやりになつた事態があるわけで、それは少し越え得べからざる線を越えた支配介入はあつたように思います。今度の場合は、事実認識においてそれはわれわれと違うかもしないわけで、そこもちょっとただしてみたいんですが、私の記憶によりますと、二十六日の九時から夜中の零時ごろまで、当局と国鉄労働組合との間に、団体交渉が持たれて、そうして当局側は、第二組合なり国鉄の中にある動力車両組との間に、別に先に約束を、妥結をしてということはしないから、明二十七日の十時ごろから再び団交をやろうという約束をして、それで、翌二十七日の交渉を両者とも解決について期待しながら持つという腹がまえで、当月の二十六日夜中に、零時以後は二十七日になりますが、別れているこの二十七日の交渉を待たずに、動力車両組との間に妥結を見たという点をしておるわけですね。そういう約束をして、従来の慣行あるいは将来に対する不安を労働側としては、圧倒的第一組合第二組合との間に妥結を見たという点は、従来の慣行あるいは将来に対する

合の大組合としては危惧を持つ、こういうところに今度の大きな問題の原因があると私は認識をしておるわけですが。この点は、官房長官は事実問題としてどういう御認識でしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 私は、二十六日から、今龟田委員や藤田委員が言われたような事実関係をフォローしたしておません。国鉄当局から御相談がござりますれば、乏しいながら判断したかもしませんけれども、そういう御相談がございませんし、これは完全に御信頼して、全責任をもつてやつてもらいたいという基本の前提に立てておりますから、一つ一つの組合と当局との間の事実関係をフォローし、それに一々判断を加えるというようなことは從来もいたしておりませんし、今回の場合も、そういう私との間の交渉過程はございませんでしたから、私は、その事実関係がどうであつたかといふことはつまりからにいたしております。それで、先ほどのお言葉を返す上で恐縮でございますが、私が申し上げましたのは、あくまでも問題解決の全責任を持たれておるのは労使双方だということを尊重しておるわけでございまして、管理者当局から御相談がかりにありますれば、あるいは私の判断を申し上げるかもしれませんし、それからまた、各方面、社会党その他からいろいろお詫がございましたのは、その全責任を持つて対処いたしております。したがって、私ども申し上げたいのは、あくまでも第一義的に全責任を持って管理者当局を信頼して

○亀田得治君 官房長官は、ちよつと時間お急ぎのようだから、もう一、二点急需でひとつお伺いしておきますが、結局、今私たちが指摘している点が、が、これは時間的に言つてもないわけですが、十分これはいろいろな人からお聞きになつておる事実だと思うのですが、が行なわれるときには、もちろんそれは長官としてタッチされておるわけですが、これは時間的に言つてもないわけですが、十分これはいろいろな人からお聞きになつておる事実だと思うのです。そこで、そういうことがあります。そこで、翌二十七、二十八日、これは、われわれ社会党としても大問題でありますので、衆参の各関係委員会、相當いろいろな委員会におきまして、国鉄当局も呼び、この点をただしておるわけであります。それに対して、ともかく誠意をもって解決すると、こういうことを総裁としては、まあそれ一点張りで答えて、引き下がつておるわけなんです。ところが、まああなたのがつせんにだんだん時間が近づくわけですから、この点をお答え願えると思うのですが、しかばばこの際に、誠意をもつて解決するという、その解決の仕方で、それにプラスアルファ、何らかのものがつかなければ、これは筋が通らないと思うのですね。つかなければ、そういう今までにない前例というものが作られて、まかり通ることになるわけですから、もう問題は簡単だと思うのです。おそらく官房長官が、社会党の

要請等もあったわけですが、その点はやはり理解されたので、小さな組合の妥結線にプラスアルファをつけるようないく解を持たれて努力されたものではないかと、私どもは、そういう点で非常に官房長官のこの考え方方に実感は賛同をしているわけなんですが、そしてこの気持をお聞きしておきたいのです。

たしまして団体交渉をやるということではなかつたわけでございまして、あくまでも原則に立ち返つて、団体交渉でいろいろな労使間の問題を論議するのは当然の労使の慣行でございますから、団体交渉をやろう、その場合に、報労物資というようなテーマを交渉の題目、対象にして参るということも、これは労使関係としてあり得ることでござりますから、そういうものを一つテーマにして団体交渉をやろう、それが、私や社会党の幹部の方々がごあつせんいたしますて、何がしかそこにプラスをつけるのだということを前提にして国鉄御当局がのんだものではないのです。一つの労働慣行でござりますから、団体交渉はやりますといふことでございますが、その団体交渉で何をこの際前提にして期待するかというようなところの話は語まつていなかつたと思うわけでござります。いずれにいたしましても、そういう労使の間に問題があるわけでござりますから、これを解きほぐす手は、与えられた団体交渉を私はやられたと記憶いたしておりまするし、その団体交渉で、今鶴田委員が言われたよな成果が出ていないといふことも承知いたしております。

報労物資というものは、中身としているのは、金額にすれば、たとえば千円だとか二千円だとか、そういうふうになっているんだという解釈なら、それは別ですよ。そうでないとすれば、なぜその程度のものが早くのめないのか、これは、私たち非常に遺憾思つてゐるのです。その点は、おそらく官房長官も、わが党の役員の諸君も、押しかけた自身も立腹された点もあつたようですが、あの事態を、その後引き起こしたことをあとから振り返つてみると、その点はなほだ遺憾であつたと考えておるので。私は、こんな程度のことなら、もつと早く国鉄は官房長官の意見をいれで、そうして妥協をすべきが私は筋合いで、その点は、あなたの努力にも直接密接した部分でありますから、忌憚のないひとつ御意見を聞かしてほしい。また、聞かれてもららうことも、今後労使いすれにしても、この程度のことはのまなければならぬと思っておるのに、それをけるといふようなことをまた再びやらさないというためにも、やはりあなたの公平な御意見を聞かしてもららうことが私はいいと思う。この際、そういう点についてお聞きしておきたい。

ていくというのが一般的なあらゆる場合における原則でございまして、国鉄は、それは労使関係における原則でござりますから、仰せのように、団体交渉をやってようございますということをございました。亀田委員の今の御発言は、しかしこれは条件だというようなまあ感じ方が強いのじやないかと申うのでございますが、国鉄当局の団体交渉に応じたというのは、条件でなくして、当然の労使関係の慣行上、そういう問題は団体交渉でやっていきます。私ども、こういうことでござります。私も、私と会談されました方々には、その点はよく申し上げてあるわけでございまして、この際、報労物資ということで、事実それがずっと続行されちゃうと、こういうことでござります。私がお断わり申し上げておきたいのは、団体交渉を持つということは、先ほど申しましたように、何か実質的な中身を持って、それが前提となつて、団体交渉を両当事者がやるといふように約束したものではないということをございます。その点、誤解のないようにお願ひいたしたいと思います。

○亀田得治君　いや、その点は別に誤解をしていないわけです。○・四力大内
プラス三千円、この小組合が妥結した結果ですね。そのほかに報労物資について団体交渉をするということがある。少なくとも可能性というものがある。これは、国鉄のほうは出さぬつもりかもしれませんけれども。ところが、そうい

うものがなければ、年度末手当については、〇・四プラス千円で妥結してしまった。だから、それはやるにあつて、そういう努力をする、お互に團交をやる、これは、妥結してしまえば團交も必要ないんですよ。國鉄の言うのもちょっとおかしいんですよ。それは、當局のおっしゃるのは、そんな理屈はないんですよ。三月三十一日の年度末手当をどうしようか、こう言つているときに、別個に報労物資について閉交するというものがなければない今まで、それじゃそれで妥結するということになれば、それは小組合の額で妥結したということになりますけれども、はつきりこれは、竹内刑事局おられます。それは、解釈としていうことになりますよ。それを条件というようなりますよ。それを条件といつて閉交するという意味が、若干のところ、その程度のことであれども、なぜもっと時間をかけて早く妥結できないのか。この点、私たちが経過を振り返って、はなはだ外ならぬ。官房長官自身も、その点をいぶんあせられたことを私たちは報告で聞いておる。はなはだ遺憾なんですが、その点はどうでしょうか。

○政府委員(大平正芳君) 団体交渉に介入するなんということはいけないことでござりますので、これは、國鉄当局のほうでどのように考へられておるか、お聞きいただきたいと思うのでござります。

ざいますが、私どもは、そういう交渉の場を持つて、現に給すべきか給すべきかなるかという問題があることは事実でございますから、これは團体交渉でひとつとつくりやつてくれ、こういうことを申し上げたので、あとは國鉄当局と労組との間の交渉にゆだねてあるわけでございます。それ以上のこといかんともできないわけでござります。

○亀田得治君 官房長官は、今言われたような意見を何時に國鉄當局に伝えられたか。そうして結局、最終的には何時に國鉄がそれをのんだか、その事実関係を明らかにしてほしい。

○政府委員(大平正芳君) 社会黨の皆さんのが私の宅から帰られた時刻は二時二十五分です。そうして皆さんは國労の本部のほうに行かれ、國労と話をしようといたしまして、今私が申したように、私は直ちに電話連絡を國鉄當局にいたした、その後でございますから、それで、お帰りになる前に、國鉄をやるにやどさかではございません。こういふことは、お帰りになる前に、方の原権でござりますから、團体交渉をやるにやどさかではございません。

○亀田得治君 そうすると、三十日の十二時以後ですか。三十日の十二時ごろにお目にかかるたのときに出でたわけですか、二つの提案として。

○政府委員(大平正芳君) そうです。

○亀田得治君 それなら労働組合は納得させ得る、そういう意味だらうと思ひます。ですが、そういうことですか。

○政府委員(大平正芳君) 三十日の午後からひんぱんに接觸がございました。それで、二時過ぎ國鉄に電話しても、ヨーロッパされることは、私當時新聞で見て、官房長官たいへんなことだな

と、実は思つていたくないです。それで、二時過ぎ國鉄に電話しても、ヨーロッパされることは、私當時新聞で見て、官房長官といへんなことだな

と、実は思つていたくないです。それが、二時過ぎ國鉄に電話しても、ヨーロッパされることは、私當時新聞で見て、官房長官といへんなことだな

と、実は思つていたくないです。それで、二時過ぎ國鉄に電話しても、ヨーロッパされることは、私當時新聞で見て、官房長官といへんなことだな

と、実は思つていたくないです。それで、二時過ぎ國鉄に電話しても、ヨーロッパされることは、私當時新聞で見て、官房長官といへんなことだな

が、この場合に、その報労物資は、金額にすれば幾ら幾らということはない。までも、官房長官としては、政府の大番頭がコメントする以上、そのものを糸口に解決する、報労物資の裏づけをつけて解決すべきであるという意味のコメントをされたと私は思うのです、心理状態についても、それをやはりそのままに受けた当局は交渉しなければならないでしょう。誠意をもつて解決しなければならぬでしょう。それが非常に難航を続けていくということは、私は、官房長官自身が、それを糸口に交渉されればいいのだ、そのうちに、時間がたてばおさまるだろうから、そなものは中身がなくてもいいのだ、そんなことをあなたがされているようならぬでしょ。お気持はどうだったのですか。

○政府委員(大平正芳君) そういうぞんざいな気持じゃございませんで、團体交渉で出てきました結果につきましては、私ども、それを拒否したりなん

かするつもりはございません。尊重していきたいと思います。

○藤田進君 そうじやなくて、電話をかけられたのは、一方は労働組合の方で、一方は官房長官としてやられたに違いない

うものは、報労物資ということをきいてですか。交渉さえしていればいいのだけで團体交渉もし、そうしてあわせてその團体交渉が実つて解決するよう

にといふお氣持でかけられたのじやないですか。交渉さえしていればいいのだから、とにかくそういうことで交渉だけ続けておれという気持じやない

○政府委員(大平正芳君) 労使の双方ともに信頼がなければならないわけでござります。交渉しておればいいので、あとはどうでもいいのじやないかというようなそんざいな気持は毛頭持つておりません。誠意をもって団体交渉をやっていただいて、その結果を私どもいたしましては最も尊重しよう、そういうことでござります。

○藤田進君 時間が来たようですか
ら、あと一つだけ。
まつりの事は問題で、二ヶ月の支

り方かどうか、これは別ですよ。
○政府委員(大平正房君) 国労を除く三組合とこういうふうに妥結になりました。したというこの報告は受けました。それから、国労側と当局側がそういう約束があつたということは、その当時も伺いませんでしたし、その後になりまして伺つてみますと、そういう約束はない、こういう話でござります。○亀田得治君 約束がないというのですか。

終わりました今月になつて、この問題をいろいろ振り返つてみましてお話をしました機会でございますから、四月の上旬であつたと 思います。

かし、その基礎においてそういうことを言われるようですが、これはちよつと国鉄並びに労働組合の諸君も来てもうってそのときの団交の状態というものはやはり明らかにして、その上で、一体警察、検察の捜査方法というものが適当なのかどうかという点というものを明らかにしたい。きょうは、中村理事のほうは私は要求しなかつた。そんなことは客観的に明白なことだと思いまして、警察、検察の問題に集中しない、と思ふが、之に、皆川出発

は、法務省並びに検察当局としては、どのようにお考えになつておりますか。これは私たち、検事総長にもこの問題でお会いもし、公安部長には二回も事情の説明で会つております。非常にこの点が重大なやはり出発点なんでありまして、国鉄当局が今になつてどんなうそっぽらを言いましようとも、政府なり法務当局、検察当局の認識がきちっとしておるというなら、それでも質疑が進められるわけですが、それほどどのように理解されておりません

さつきの事実問題で、二十六日の夜の團交、二十七日の團交を約束して、それが動力車労組ともう一つの単位組合といわれている組合と妥結をした。○・四プラス千円ということで妥結をした。妥結しないという約束があつたにかかわらず妥結をした。翌日の二十七日の團交を國労を持つ前に妥結をしたということがどうも事実のように思うが、その事実の認識が私どもと違えば幾論が分かれますので、聞いたところ、全然知らないと、あなたは先ほどおっしゃった。聞いてもいない。あれから後、この問題がかなり紛糾を重ねてきているのだし、支配介入しないということと、事実を、日本国有鉄道の理事者側との関係において緊密な情報を報告され、あなたがそれをキャッチされるということまで支配介入に入るわけじゃないのですから、それは電話され、いろいろそのことと自体にもあなた自身もいろいろ入っておられる。それは、解決したいという意味で入っておられると思うが、そうである以上、あのとき申し上げているように、先に妥結してしまったのだということをいふまでは、現在知らないというのは、私は不思議でならない。それは知っている

○政府委員(大平正芳君) そういう約束はした覚えはないということを国鉄当局側は申しておりますが、理事者側も参っておりますから、お聞き取り願いたいと思います。

○亀田得治君 それでは、国鉄総裁を一ぺん呼んでもらって、約束しておいて、そもそも背信行為をやるわ、やつたあと、今度はそんな約束もないのだと。と言うわ、そんなことでは、この問題をどうものはこじれる一方です。そんなことを政府側に対してどなたがおつしやっているのか、官房長官にはどなたがおつしやるのですか。

○政府委員(大平正芳君) その担当の理事、局長、副総裁等と私はいつもお話しはいたしておりますが、今、中村理事が参っておりますから、中村さんからお聞き取り願ったら、はつきりすると思うのです。

○亀田得治君 官房長官にどなたがおつしやったのですか。

○政府委員(大平正芳君) こちらにおりまする中村常務理事であります。

○亀田得治君 それは、今お聞きになつたんじゃないですか。

○政府委員(大平正芳君) この問題が

六日の夜、その問題を三局と正多の間に上で話したわけでしょう。これは、うつかり知らずにおればですが、知つたから話した。しかし、この問題は、話に出せば、国鉄はそういうことはしないと言わざるを得ない問題でしようが、労働組合法が多数者原理でできてるんですよ。従来の慣行もそうなんですね。これはあなた、約束しとるのがあたりまえなんです。提案された以上は、それは、そんなことはしませんと言わざるを得ない問題なんですよ。組合は提案した、いや、そんな約束しなかった、約束しないで組合が引き下がらるわけがないじゃないですか、論理的に言つたって。だから、そんな明確なことを、いや証文がないから、そんな約束したこともないと言つたような国鉄でしたら、それは、労使関係なんというものは絶対うまくいきません。いやしくも、これは官房長官の責任ではないですが、官房長官にそういうことを国鉄の諸君が言つておるなんというのは、これはもってのほかです。私たち、そういう問題点等があるの、そういう点をよく検討の上で、検察当局にも一つの問題の扱い方というものを実現は要望したいと考えておるのである。し

たしを見直したがたが、中村理事長は、その間の事情を一応確かめた上で次に移ろうと思つたわけとして、中村理事長が来ておられます。が、そのようなことを言われるような理事さんは、これはちよと聞くわけにいかない。労働組合の諸君もそろえて、そうして二十六日の晩の団交の状態といふものはどういうものであつたのか、具体的にこれは私は国会として明らかにすべきだと思う。はなはだ遺憾であります。法務大臣、わざわざお忙しいところを来ていただきましたが、あらためて国鉄当局並びに労働組合を呼んで、その点を確かめた後に、本論の質問をしたいと思います。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○亀田得治君 そこで、前提の問題が大へん時間を取り過ぎまして恐縮ですが、三月二十六日の晩に、国鉄当局と労働組合の間にそういう約束をして別れた。そういう事態についての認識

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいまの、先刻來の質疑応答にございましました、三月二十六日の交渉の際に報償物資プラス・アルファ、それを国交にするとかしないかというような問題等についての内容は、私ども当局はまだまづらかにいたしております。そううた約束があつたかないかということは、三月三十一日のあのストの状況、真相を調査いたします場合に、一つの材料にはなると思います。材料にはなると思いますが、われわれが、今各地におきまして違法性のあつた行為が行なわれました、それを問題として捜査を進めておるのでありますから、直ちに今その問題が、約束があつたのかなかつたかということが捜査に直接関係はない、かのように私どもは考えております。

○亀田得治君 檢察当局といふものは、大体そういう答弁をしがちなわけでありますが、そういうことではやはりおさまらぬわけでして、三月二十六日にそいう約束をして、二十七日それを破る、こういうことをやれば、これは、当然国鉄労働組合というものに

○政府委員(大平正芳君) そういう約束はした覚えはないということを国鉄当局側は申しておりますが、理事者側も参っておりますから、お聞き取り願いたいと思います。

○亀田得治君 それでは、国鉄総裁を一ぺん呼んでもらって、約束しておいて、そもそも背信行為をやるわ、やつたあと、今度はそんな約束もないのだと。と言うわ、そんなことでは、この問題をどうものはこじれる一方です。そんなことを政府側に対してどなたがおつしやっているのか、官房長官にはどなたがおつしやるのですか。

○政府委員(大平正芳君) その担当の理事、局長、副総裁等と私はいつもお話しはいたしておりますが、今、中村理事が参っておりますから、中村さんからお聞き取り願ったら、はつきりすると思うのです。

○亀田得治君 官房長官にどなたがおつしやったのですか。

○政府委員(大平正芳君) こちらにおりまする中村常務理事であります。

○亀田得治君 それは、今お聞きになつたんじゃないですか。

○政府委員(大平正芳君) この問題が

六日の夜、その問題を三局と正多の間に上で話したわけでしょう。これは、うつかり知らずにおればですが、知つたから話した。しかし、この問題は、話に出せば、国鉄はそういうことはしないと言わざるを得ない問題でしようが、労働組合法が多数者原理でできてるんですよ。従来の慣行もそうなんですね。これはあなた、約束しとるのがあたりまえなんです。提案された以上は、それは、そんなことはしませんと言わざるを得ない問題なんですよ。組合は提案した、いや、そんな約束しなかった、約束しないで組合が引き下がらるわけがないじゃないですか、論理的に言つたって。だから、そんな明確なことを、いや証文がないから、そんな約束したこともないと言つたような国鉄でしたら、それは、労使関係なんというものは絶対うまくいきません。いやしくも、これは官房長官の責任ではないですが、官房長官にそういうことを国鉄の諸君が言つておるなんというのは、これはもつてのほかです。私たち、そういう問題点等があるの、そういう点をよく検討の上で、検察当局にも一つの問題の扱い方というものを実現は要望したいと考えておるのである。し

たしを見直したがたが、中村理事長は、その間の事情を一応確かめた上で次に移ろうと思つたわけとして、中村理事長が来ておられます。が、そのようなことを言われるような理事さんは、これはちよと聞くわけにいかない。労働組合の諸君もそろえて、そうして二十六日の晩の団交の状態といふものはどういうものであつたのか、具体的にこれは私は国会として明らかにすべきだと思う。はなはだ遺憾であります。法務大臣、わざわざお忙しいところを来ていただきましたが、あらためて国鉄当局並びに労働組合を呼んで、その点を確かめた後に、本論の質問をしたいと思います。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○亀田得治君 そこで、前提の問題が大へん時間を取り過ぎまして恐縮ですが、三月二十六日の晩に、国鉄当局と労働組合の間にそういう約束をして別れた。そういう事態についての認識

○國務大臣(植木庚子郎君) ただいまの、先刻來の質疑応答にございましました、三月二十六日の交渉の際に報償物資プラス・アルファ、それを国交にするとかしないかというような問題等についての内容は、私ども当局はまだまづらかにいたしております。そううた約束があつたかないかということは、三月三十一日のあのストの状況、真相を調査いたします場合に、一つの材料にはなると思います。材料にはなると思いますが、われわれが、今各地におきまして違法性のあつた行為が行なわれました、それを問題として捜査を進めておるのでありますから、直ちに今その問題が、約束があつたのかなかつたかということが捜査に直接関係はない、かのように私どもは考えております。

○亀田得治君 檢察当局といふものは、大体そういう答弁をしがちなわけでありますが、そういうことではやはりおさまらぬわけでして、三月二十六日にそいう約束をして、二十七日それを破る、こういうことをやれば、これは、当然国鉄労働組合というものに

対して一つの強い戦術の決定というものをしいるものです。これは法律上も、期待可能性の議論とか、いろいろな話題がありますが、労働組合として、大組合がちゃんとあって、それが下がれますか。大組合の価値がなくなるのですよ。皆さんには、そういう月に千円、二千円程度の問題については、たいして関心を持っておられぬかもしない。しかし、実際にわざかな給料によって生活をされておる立場の人から見たら重大な問題なんですね。追い込められるわけです。黙っておれば、それが前例になるでしょう。私は、約束がなくてもこれは慣例を破る問題ですから、約束の点は、事実問題として別個に究明しましょう。約束がなくとも、大きな慣例の違反でしょ。うなります。重大な問題じやないです。か。それとも、もう一つは、先ほど来ておりました報労物資のプラス・アルファの問題、これも、それはどう重大な慣行違反をやった場合のあの措置としては、その程度のことはのまなければ解決しないわけなんです。絶対解決するものでないですよ。私が組合の当事者でも、それは解決しませんね。それほど重大な問題とは思っていないのじゃないですか。そこにやはり認識の相違があるわけですね。したがいまして、この二つのことは、二十六日の約束は別としても、二十七日における慣行無視だ、この点ははっきりしていふのであるから、これと、そうしてそういう慣行無視の事態に対していくかぬといふ反省があれば、あの程度のわずか

な条件のものであれば、もつと早く妥結しておるべきなんです。國鐵労働組合としては、それ以上どうして下がれる。ぎりぎりの線ですよ。そういう場合に、追い込められた人間の犯罪性というものが一体あるのですか。そういう問題を抜きにして、ただ、現実に起きた事態だけがいろいろな刑法なり、そういうものに該当するというだけで、それを追及しているのだ。こういうことは、多少といいますか、問題の扱い方として間違いがあるのではないか。いかというふうに考えたわけですが、これは、第二次的、第三次的なつけ加えたような事情であれば、なかなかこういうものは勘案しておれないという検察当局の気持もわからぬではないが、そうじやない。決定的な問題なんです。大臣は、そういうふうに先ほど言われましたけれども、こういう問題と切り離しておやりになつていいのだというふうに、これを私は切り離す必要はないと思うのですが、もう一度御見解を聞きたい。それから、竹内さんにも聞きたいわけですが、あなたは刑事関係のりっぱな御専門家であるわけですが、そういうふうに追い込められた人の立場ですね。これは一体法律的にどういうふうに理解をしていいのか。私は、決して誇大に申し上げているつもりはない、この問題は。お二人からひとつ御見解を聞きたい。

するにあたりまして、場合によつてはそれが情状酌量の材料になるということは、これは考えられます。しかしながら、私どもが指摘したいのは、国鉄の職員が、いわゆる法令の定めるところによつて、罷業行為をやつてはいけないという建前になつております。その問題についての違反ももちろんでございますが、あるいはまた、この日における電車の発車をすり込んでとめるとか、あるいは運転士・車掌等の正常な行為を妨げるとかというような、いろいろのことが各地で行なわれまして、それが、あるものは住居侵入の規定に該当いたします、あるいは暴力行為の取り締まりの处罚の法律に違反をしている、あるいは公務執行の妨害になる、あるいは業務妨害等の犯罪に該当するという疑いがありますので、それに従つて、その疑いを明らかにしてこの問題の処理をいたして参らなければならぬ責任と義務がわれわれ当局にあるわけです。もちろん、先ほども申しますように、いろいろなその間の労使間の折衝の状況等が、真相を把握するために、あるいはこれに対してもわゆる刑を量刑する場合におきまして参考になるということは、これは言うまでもないことと思いますが、私どもがいろいろ今回調べておりますのは、御承知だらうと思ひますけれども、各地における電車の運行の阻止でありますとか、あるいは器物を破壊したとか、あるいは入るべからざる所に入つて、そうしていわゆる住居侵入のよなことをやつたといふような、それらの問題を明らかにしたいというのが、われわれが今とつておる態度でござい

○政府委員(竹内寿平君)　たゞいま大臣がお話しになりまししたことにつけ加える何ものもないわけでござりますが、私の意見を述べよということございますので、若干補足的に申し上げますと、この事件の的確な姿を把握いたしましたためには、この事件の原因、動機、因由となりました事項につきましても、正確な材料、知識を持ちます必要がありますことは当然でございまして、先ほど来、二十六日、七日にかけての話し合いで、真相がどうであつたかということには、検察当局としましても、すこぶる重要な興味のある問題でありまして、その真相をきめたいという気持を持つに違ないと私は考えておるのでございます。で、このような、すべて刑事学的に見ますると、無原因的な行為というようなものもなわけではありませんけれども、それはそれなりにまた学問上の対象になりますが、すべて、ある犯罪につきましては、その犯罪のよって来たる原因、動機、因由というものがあるはずでありますまして、これは、犯罪成立の直接の問題ではないにしましても、その犯罪を生み出してきました意味におきまして、刑事学的に非常に価値の大きな部分でございます。この原因、動機が非常に犯罪と接着してきた場合に、御承知のように、これが緊急避難になつたり、あるいは正当防衛になつたりする場合もあるわけでございますけれども、本件のものが、このよくな、亀田委員のおっしゃるような意味においても、これがすぐ犯罪の成否に關係のあるような緊急状態というふうに見るかりに理解いたしましたといてしまふ

であるというふうに見るか、いろいろ見方はあるうかと思いますが、私どもいたしまして、現に行なわれました労の違法争議、その違法争議によつて生じたもろもろの公務執行妨害、暴行等の事犯につきましては、これは、それが自体として鋭意だいま検査しておるのでございます。この事件全体としての評価をいたします場合には、今御議論になつておりますような点も十分しんしやくいたしまして、その価値を判断していかなければならぬというふうに、私、まだ真相をつかんでおるわけございませんが、そういう考え方をいたしております。

○亀田得治君 よほど今回の問題は真剣に考えてほしいと思つております。そうしませんと、労働組合を挑発しようと思えば、相手方がのめないような態度を使用者側が突きつけてくれば、いつでもそういう状態になつてくるわけです。のめないような状態、金額の多寡でなしに、組織の抹殺という問題になつたら、これはのめないでしょう。個人にしたら、もう消えてしまえと言われる、そんなら、黙つて消える人がありますか。絶対ない。黙つて消されるというような状態になつた場合には、それは違法であるが何であるが、自分の命を守るために、必ず私はやると思うのです。それは三十二万の国労の組織としての問題であつて、あなたのほうの見方が問題であつて、各地でいろいろなことをやつた人とは直接の結びつきにはならない、そういうふうなお考えだらうと思いますけれどもね。しかし、そうちはいかないのですよ、それは。あちこちでいろいろな

ことをやつた人が、何も自分たちの好みでやっているわけじゃないわけです。それは、二十七日のそういう事態に直面して、国労が緊急中央執行委員会を二十七日に開いて、こんな慣行ができるはたいへんだということで、相当強い戦術をきめているわけです。それは、切り離して考えられることはなあかもしだらぬが、そこは実質的には無理があるのです。形式だけをとっていけば切り離されるでしょう。だから、少なくともこの点は、私は、この普通の刑事学の理論から見ても、相当問題になり得る点だと実は考えるのです。あちらこちらで起きた現象をすぐそのまま私は是認するわけじゃないのですよ。是認するわけじゃないのですが、組織の抹殺というようなことはあまり真剣にお考えにならない。一般に、個人の命があぶないということは、これはたいへんな問題である。びんとだれでも来ます。だから、その点の認識を深めてほしい。きょういろいろ官房長官等々と質疑をいたしました過程において、若干でもそういう点のひとつ認識を深めていただければ非常にけつこうなわけですが、これは、再三われわれが最高検にも申し上げておる点ですが、それは公安部長も、重要な一つの問題点だと思うから、それ自身としては、その点はよく検討してみよう、これはもう率直に言われておるわけですね。だから当然、そのような問題がやはり今あちらこちらで行なわれておる、やはり取り調べについても、ちゃんと頭に入っていてやつてもらわないところ。すぐそれで、無罪だ、放免だというところまで私は申し上げておるわけじゃないのです。だからそんな

こともかまわぬのだ、とにかくいろいろなことがあったから、それをやつておるだけなんだというのでは、どうでも納得いかない。そういうわけでもす。まあ法務大臣、私は最初は多少そういう感じを受けたわけですが、先ほどの御答弁ではそうでもないようありました。これはひとつ十分検討してほしい。それから警察のほうも、みうすでに検察庁の段階に移ってるわけですが、これは時間が長いから、お聞きをすることは省略いたしますが、そういう点はやはり幾分認識していたただいた上でなおかつていうことであります。どうも工合が悪いわけです。
○藤田進君 最近——この問題についてだけですが、お答えをいただきたいのです。これは竹内さんにお聞きします。従来、この種労働問題に関する検察活動については、最高検であるいは法務省と緊密な連携協議の上で発動する場合は発動されてきたと思うのですが、各地検が任意に捜査し、勝手な執行ではなかったと思いますが、今回の場合も、そういう協議をされて、最高方針がきまって手をつけることになつたのかどうか。四つほどお聞きしたいのですが、これをまず聞きたいたい。

では、それはときどきの事案によつては、側の検察官の印象を受けるわけではありません。それは、竹内さんも専門家です。されば、何だか國鉄の担当官が専門家でもあります。したがつて、お聞きいたしますが、原因の調査というようなことは、逮捕その他の活動をされた上で、その中で調べたいというような意味の法務大臣からの答弁がありました。違法性がある以上、そういう原因の参考にすぎない。これは少し権威のあるない検察活動だ。検察活動をなさる以上、ある程度の起訴に該当するといふことをつけられておやりになる従来建前としては、以前だったと思う。調べてみたが、起訴に値しない。起訴猶予とか不起訴とかいうものは、ものによってはあるとしても、しかし、当初の建前としては、違法性が濃厚であるという、したがつて起訴に至るというめどがついていくと、因となつてゐるものについてはまだ十分説明がないままに、最高検として検察官に入るとの意思を決定されてしまうと思うんです。しかし、その通りとなつてゐるということになる。そこで、この種の労働問題について、過去の判決例等から見て、ものによつては正當防衛——この際は、われわれ是非常に老練な労働組合というものの自体の存立意義——といふものは、個々の労働者では認められないと、組織に重大な從來の慣行を破つてはいけないから団結をする。したがつて、憲法

二十八条も、団結権を与えるということがになっている。それが将来にわたつて、今回のみならず、少數の組合、して量において大きいものが当局との交渉においても力を持つというのが、これは原理ですね、労働組合の、もう「いろは」でしよう。それが少數組合、しかも質的にも比較的に相対的に弱いとみなされるものにまず妥結をさせて、そして自余の強い組合にこれを了解、妥結をさせるというふうな今度の二十六日の当局の背信行為というものは、組合としては、組合存立のその意義に全く反する。将来重大な影響を持つといったような意味からすると、正当防衛という議論は当然出てくるようと思う。その正当防衛というものは、一応労働関係には、判決例その他から見てあると思われるが、そういうものは労働組合というものではないと思われるか。私は、正当防衛の理論に基づく判決例というものは多々あると思うけれども、その点、どういうふうにお考えですか。

の不用意な法の適用と、いろいろなことを避けしめるよう努力をいたしておりますのでございます。で、労働事件につきましていろいろな問題がござりますが、その中の一つを今御指摘になつたのでございまして、まあいろいろな言葉で表現されておりますのでございますが、判決例などにも、超法規的違法性の事由といふようなことで、違法性が阻却される場合があるのだというこの下級審の判決もござりますし、期待可能性の事由と申しますか、そういうような観点から、違法性を阻却するというような判決もありますし、まあこれは判決例ではございませんが、理論として、抵抗権の理論といったようなことも言われておるのでございまして、論ずるところ、私どもも算聞でございますけれども、いろいろな議論を承つておるのでございますが、私どもの抱いております刑法に対するそろいつた違法性を阻却する事由といふのににつきましては、そう軽々しく抵抗権の議論を振り回して、犯罪が不成立になる場合があるのだとか、あるいは立場の者としては、さようには考えておらないのでございまして、判例につきましても、そのような意味において争つた事例が大部分でございますが、それらは、上級審においていずれもくちづがえつておるのでございまして、それらの法律上の扱い方の動きといふものは、そういう点について、確立の方針には向かっておりますが、いまだ不動の状態にあるとも言えぬのでござります。私どもは、そういう解釈につい

てのすみやかな、確定的な意見というようなものをはつきりさせまして、法的安全に資して参りたいと考えておるのでございます。たゞいま御指摘のような議論の存しますこと、並びに下級審の判決にも、そういう意見で無罪にした判例等もあるといふようなこと等は関連があると思います。

○ 藤田進君 ありますから、法務大臣が言われたように、捜査の過程でその原因等を調べればいいのだけれども、参考意見というものはあまりに犯罪があつたとすれば、その動機なり原因ということをまず究明をされて、最高検においても、これは検察活動をしろという意思を決定される以上、その辺をもつと調査されているのがしかるべきなのであるにかかるはず、そのようなことは今後事態が明らかになるという、そんなことでいいのか、私は少し疑問に思う。

○ 国務大臣（植木寅子郎君） 私の表現の仕方によって、そうした御批判をいただくのかもしれないが、私は、やはりこの国鉄の職員が一般的に中しまして争議行為を禁止されておるということ、あるいはそれが実際上行なわれて、多数の公衆に非常な迷惑を与えたということ、こうした現実の問題がはつきりがあるのであります。その場合に、なるほど仰せのように、それが何によつてこういうようなことが起つたのかといふことを事前に内偵といいますか、十分調べて、かかる後に本論に入つて調べるというやり方ももちろんあるうと思います。私は先ほどこうした不当な刑罰法規に触れるような疑いがあつたから、それで直ちに捜査を開始したというように、ややそのほう

に強くお取りになつたかと思ひます
が、それは、われわれいたしまして
も、前後の事情については、でき得る
限りの調べはもちろん検察当局として
やつておることと思うであります。
しかしながら、あまりにもそこに現わ
れたる争議行為そのもの、すなわち本
來なすべからざる争議行為をやつたと
いう事実は厳然たるものがある。しか
も、それが公衆に非常な迷惑をかけ
た、それがまた他の刑罰法規にも触れ
ること明瞭なるものがあちらこちらで
頻発したという場合には、ゆづくり
と、それはなるほど、原因、動機等も
すぐ内偵の上で調べて、それから手を
つける方法もありましようし、あるい
は、ときによつては、検察当局といた
しまして、その違法性に目をつけて、
そしてこれに対しても直ちに捜査に入
る、捜査に入れれば、もちろん先ほど申
しますように、その犯罪の原因、動機
等についてもあとう限り、しかも、労
働問題に對して、でき得る限りよい慣
行ができるようにといふ考え方で臨ん
でおる政府の労働關係の當局の意向も
十分体しつつ、われわれは刑罰法令の
施行に當たつて参考にすることよりほ
かにないのでありますし、表現の方法
が先になつたかあとになつたかといふ
違いだけで私といたしましても、暴力
行為があつたから、直ちにそれだけで
何でもかんでも、ほかのものはほんの
ちょっとした参考にしかしないのだ、
そういうようなつもりで申し上げてお
るのでない。もちろん私だつて、そ
ういう問題が起つて、それを調べ
は、それについて原因、動機が情状酌
量の余地があるかないか、あるいは政
府委員の答えましたように、違法阻却

の理由があるかないかという、そういう問題はもちろん十分調査いたしました。起訴その他の処理をいたすることは、これは申しまでないでございますから、この点はひとつ、もともと私が説明がへたでござりますけれども、御了承願いたいと思います。

○藤田進君 でも、本末転倒じゃないでしょうか。今の検察庁としては、個々の事件に個々に活動したのではなくて、あなたの監督をされる検察庁は、検事総長を初め協議した結果、検察活動をするとの決意になつたところは事態が明らかになつた、しかもその場合には、まあこれは起訴猶予か不起訴になるかもしれないが、とりあえず検察活動はやつて搜査をしてみようという、そういう軽々なものでも、特に労働関係でもあるし、その一方に、ある意味では彈圧呼ばわりさえされるような実情ですから、活動される以上は、ある程度の見通し、めどというものがつけられ、その上で、結論として起訴猶予なり不起訴ということはあり得るとしても、当初の出発点においては、ある程度のめどがなければ意思の決定はされないとと思う。一方、竹内さんも言われたように、労働関係においても、刑事罰の場合に、正当防衛の理論なりあるいは緊急避難なり期待可能性の理論というものは当然あるということであれば、先ほど他の委員から質問したように、二十六日の晩には、第二組合ないし動力車労組との間に先に交渉を明二十七日に持つと言つている。官房長官は、そうは聞いておらな

い、そういうことはないと言われてゐるくらいに、この問題が不明確なわけなんです。それはこうであつたといふ答弁がこの委員会でできる程度に、この事態がはつきりされなければならぬ。それが全然法務大臣のところにも来てないでしよう。こういう重大な背信行為である、組織に将来大きな問題を残す労使関係の問題解決の本体を否定したようなことで事が進んでいくというような事態があるなしといふ議論が、今お聞きのように、官房長官との間にもあつた、それを法務大臣としても全然お聞きになつていないと……。

○國務大臣（植木寅子郎君） その点につきましては、いわゆる原因、動機といいますか、その一つのよつてきたるものでありますか、それを一々私のところに報告は受けておりません。あるいは最高検におきまして、協議の際に、そうした問題についても、どの程度かわかりませんが、ある程度の理解を持っておつたかもしません。それはなお必要なれば問い合わせますけれども、今回のこの争議が初めて起つた争議ではございませんで、今まで労働争議といふものは、こうした国鉄の電車の出発を押えるとか、あるいは車掌さんが大せいでもってその運転をじやまするとかといふようなことは、従来もあつたことあります。したがつて、検察当局としては、その原因は、もちろんある程度必ず私は闇知しておつたこと思いますし、のみならず、その現実に起つた事態を見て、従来のこうした場合における捜査開始といいますか、各種の経験がたく

さんざいますから、その経験にのって、この際捜査活動をしてよろしいという建前でこの捜査が始まったものと、かように私は考へてゐるのであります。

○藤田進君 この種の、これほど大き
な問題だとされている最高検が意思を
きめるために、個々に検察活動を開始
しないという問題があるにかかわら
ず、法務大臣は、そいつた原因等を
まだ聞いていないということは、お忙
しいとはい、私どもとしては非常に
不満足です。しかば、事務当局は、
竹内局長のところへそういうことを連
絡されていかるかどうかをただしたい。
それから、事務当局は聞いておられる

かどうかということです。それから、法務大臣の何もあげ足をとるわけでも何でもないが、従来やっていたからそのとおりやっていると言われますが、その事案々々によつて性格はそれぞれ違う。同じものもあります。今度の場合は今度の場合の特徴がある、原因がある。それをマンネリズムに陥つて、今までやつたから、電車がとまつたからやつた。まるきりオートメーションの、自動化された機械みたように、何でもかんでもといふ、そんな態度では困る。これはこれとしての原因とか、その人からの連絡で、そういうものを十分把握された上でないと困る。原因は、特に二十六日の晩、検察当局からの報告等に基づくと、はたしてどうであつたか、これを聞いておきたい。

の申し上げ方が悪いのかもしれません。下手なのかもしれません。私は、檢察廳當局がマンネリズムに陥って、そうして從来やったことがあるから今までもやれという式でやったとは申していないのですから、どうも私の申し上げた場合、その場合に、全國的ながめのも、多年の経験の上にのつて、そらやつてよろしいという結論に達してこの検査を始めたと、こう私は信頼しております。こう申し上げているのであって、何もただ輕々しくやれということであつたというわけではありませんのかもしれませんが、どうぞひとつ御了承願いたいと思います。

○政府委員(竹内寿平君) 二十六日の交渉の経過等につきましての資料でござりますが、これは、私も聞いておらないのでござります。したがいまして、もちろん大臣にも御報告申し上げていよいわけございます。私の考をといたしましては、それをどういうふうに理解して、檢察廳が今度の事件の検挙に踏み切つたかというような点についてましては、それをふまえての議論としては、私はここでできないわけでもございまして、その点についても、檢察廳の意向をただして見る必要がある。されど、今私の聞いた限りにおきまして、争いのある問題のようないう問題を抜きにいたしまして、おそらく檢察廳は、そういう点について

の考え方を考慮しておるとは思いますが、どういう考慮をしたかということになりますと、法律的に申せば、そういう事情でありましても、そのことから法規的に公訴棄却をするとか、あるいは犯罪が不成立になるという考え方には立っていないということは、私には立っていない。伺うまでもなく、申し上げられるのじゃないか。しからばこそ、現象をとらえまして、その違法なる状態を看過しがたし」という考え方から検挙に踏み切つたものと思うのでございます。その事情等をどういうふうに参酌して今後処理を進めておるかとということについては、これは、検察廳にてとくと確かめてみないとわかりませんが、しかし、それを確かめてみた結果といたしましても、捜査の段階でござりますので、十分申し上げ得るかどうか、これも疑問でございますが、あと一問、今の点の、仮説に基づいて判断されるということは、非常に問題があると思うのです。

○藤田進君 関連質問ですかから、あとでございましては、ある程度お答えいたしますが、いざれ捜査が済んで上におきましては、ある程度お答えいたしますが、これも疑問でござりますが、あとでございます。

○藤田進君 関連質問ですから、あとでございますが、あと一問、今の点の、仮説に基づいて判断されるということは、非常に問題があると思うのです。

従来検察庁なり法務省とされては、この種労働事案につきましては、団体罰で行かれた場合もあるし、個人罰でお行きになつた場合もある。あるいは団体罰、個人罰併用といった、まちまちあるものもあるわけなのです。これは一貫していない。今度の場合は、どういう態度で発動されておるのでですか。

○政府委員(竹内秀平君) 検察庁から

の事案の報告を見ますると、団体罰とか個人罰とかいうような考え方で處置するというようなことは、私は実はあ

まり考えておらないのでござりますが、その事案々々に即して、たとえば、職員でありますても、それだけは、職員でありますても、そのこと自体は、犯罪にならないわけでございまして、あり、そそのかしと、いう姿でとらえます。そうなりますと、あたり、そそのかした人というのは、何か団体の相当の地位の人ということになるうと思ふのです。そういうのをもって団体罰的な扱いの方だとおっしゃれば、それは、日教組の事件などは、そういう扱いをしたことになると思ひます。

それから、今回の事件のように、ストリートは禁止されており、その禁止されている人たちがストをやり、そのストの過程において、威力業務妨害ですわり込みをやったとか、あるいは妨害を加えつけがをさせたとか、傷害を起こしたとか、集団で暴力を加えたとかといふような、この行為をとらえていきますと、個人罰となりますが、今度の事案によるこことでありますて、特に団体罰だけを罰しているとか、あるいは個人だけを強化するとかといふような取扱いの方針とか、やり方、考え方があつたるというものではないと私は思いますが。

し、その指令の範囲内で行動をする。太郎博士あたりは、労働問題について、指令の範囲をこえたものについては、は団体罰が正しいという説をあの人にはずっと持ち続けられておりました。したがって、その内部団体の規約等といふものから照らして、あるいはこれに反すれば除名というようなことも最後的にはある。あるいは組合によっては、除名をされば直ちに解雇という、ユニオン・ショップの労使間の協約があるというような場合さえあるわけです。したがって、指令の範囲をこえたものについては、行為罰といふよなことがあります。あると聞いては、あるといふことです。どうも検察当局としても、この理論が一貫していないように思う、その点についてはどう思いますか。

その他あおり、そそのかしというような特別な罪を設けておりますようなものについては、あおつた者、そそのかした者でありまして、そそのかされた者、あおられた者は犯罪にならない、こういうことになつてゐるわけあります。

○亀田得治君 大体ひとつ結論に入ります。この今回の捜査は、本日問題になつたようなところがあまり明確でないままに、各地区とも捜査に入ったのが真相のようです。私たち、その後最高検に對してこの点の説明もし、組合からも説明書等が出ております。現段階では、相当この点の認識は深まつてゐるとは思は考えておりません。もちろん、報労物資についての団体交渉の意味、そういうものなどにつしても、若干食い違ひがあるでしょ

う。まあ質疑の過程で明らかになつたように、あの約束のあるなしの問題じやないわけでして、その前に、むしろ慣行という問題がある。慣行に立つておる事態としては、今までよりも決してそんなに強いものではないで

す。今日自身を求めるための身柄の拘束なんということは、理論としてはもういわけなんです。だから、現象だけを見ていますと、ああまたかと、こういう感じを持たれると思つておるわけです。今までは待遇なり、そういうふうに国鉄がしかけてきて、そ

題あるいは警職法等の問題、労働組合から見たら、今度の問題がもつと重要なんですね、こちらにとつてみては。その重要なやつに、しかも、起き

ておる事態としては、今までよりも決してそんなに強いものではないで

す。ただいま出席中の当局側は、浜

前回に引き続き、質疑を続行いたしました。ただいま出席中の当局側は、浜

○亀田得治君 最初に、現在の特例法と新しい法律の基本的な違い、そういう点について総論的にお尋ねをしてみたいと思います。

現在のこの特例法は、行政事件も本訴訟も、杉本參事官であります。御質疑のある方は、順次御発言下さ

いると思いますが、そういう点は、局長はどういうふうに現行法を理解されておりますか。

○政府委員(浜本一夫君) 行政事件訴訟の法律的な性質については、いろいろ考え方もあるかと存じますが、ともあれ現行行政事件訴訟特例法は、戦後間もないころ、倉卒の間に作られましたので、立法者が立法当時どういう考え方をとっておったかは別といたしまして、できておりますものについて客観的に考えますれば、今、亀田委員がおっしゃいましたように、全般的に民事訴訟法によるという建前に立ち、わずかに十二カ条の特例を定めるという形で、その名の示すとおりに、特例法として成立をしているのであります。

これに対しまして、ただいま御審議をいたしております行政事件訴訟法案を立案しますにあたりまして、私どもいたしましては、現在までの経験に従いまして、十二カ条によるだけで、円滑に裁判所にその審理を願うことはとうていむずかしいと考えまして、こ

のたびの法案では、行政事件訴訟といふものの本質に着目いたしまして、特

例としてでなしに、行政事件訴訟法と

いう一つの体系を考えなければならぬ

といふ建前で臨んだのであります。でありますから、できた

ものを結果から考えますれば、今御質問のような、はたしてどちらの態度をとっているのかという御疑問が残るか

と思うのであります。立案する私どもの気持は、今申し上げましたような気持であったのであります。ただ、わが国におきましては、御承知のように、行政事件訴訟も、普通司法裁判所において扱われますので、しかも、その独立の手続法を規定するといったしまして

もう少し私の質問の要旨を申し上げますと、たとえば、このあなたのほう

の逐条説明の冒頭には、「行政事件訴訟

が一般の民事訴訟と基本的に性格を

異なる面があることにかんがみ、」

きめたとはいいますが、やはり共

通的部分については、して本法案に

手続を網羅的に規定することなくし

て、其通常なものについては民事訴訟

云々と、こうなつておるわけですが、

行政事件そのものの性格と、いうもの

が、民事事件と基本的には違う。それだ

けだとはもちろん書いてないわけです

が、そういう点も現行法よりも強く考

え。事件そのものの見方に変化が出

てきておりますものを結果的に見ます

れば、中間的とも言えるかもしませ

ん。言えるかもしませんが、立案す

る私どもの気持といたしましては、行

政事件訴訟の特質をとらえて、その訴

訟法を一つの体系として定めたいとい

う考え方をとつておったのであります

おるわけですね。

○政府委員(浜本一夫君) キわめて理

論的な問題でありますて、私がお問い合わせする限りにおきましては、現行特

例法は、やはり名の示すとおり、特例法

という名前を持っておりますので、や

やその本質は、民事事件もしくはそれ

に近いものだというふうに見ておると

いうことが言えるかと思うのでありま

ります。

○政府委員(浜本一夫君) 考える必要がないと

いうものは、性質は違わない。法律

の規定の仕方は違う。そういう意味の

ようですが、法律の規定の仕方を違え

てくれば、行政事件の見方といふもの

は、当然これは変わってくるわけじゃ

りません。

○政府委員(浜本一夫君) 私の御説明

申し上げようと思いますところを成文

の根拠に基づいて申し上げますれば、

現行行政事件訴訟特例法におきまし

ては、「行政の違法な処分の取消又は変

更に係る訴訟その他公法上の権利関係

に関する訴訟」、こうしたっております

し、また、本法案の第二条におきまし

条文がはたしてそれでいいのかどうか

という問題にやはり直ちに関連してく

るわけですね。考える必要がないとい

うことの意味ですね。

○政府委員(浜本一夫君) 考える必要

がないということは、表現が少しまし

ます。たとえば、このあなたのほう

の逐条説明の冒頭には、「行政事件訴訟

が一般の民事訴訟と基本的に性格を

異なる面があることにかんがみ、」

とあります。たとえば、このあなたのほう

の逐条説明の冒頭には、「行政事件訴訟

が一般の民事訴訟と基本的に性格を

異なる面があることにかんがみ、」

ても、「この法律において「行政事件訴訟」とは、抗告訴訟、当事者訴訟、民衆訴訟及び機関訴訟をいう。」こう規定をし、この抗告訴訟については、第三条に、「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴訟をいう。」と、こういうふうに説明しておるのでありますとして、私どもが理解する限りにおきましては、行政事件訴訟といふものの根本は、公権力の行使に関する不服の訴訟なんであります。それを本法案の第三条の第一項のよう表現するか、あるいは現行特例法の第一条のように表現するか、表現の仕方は異なりますけれども、その内容において違わぬと、私はこう考えておるのであります。

うのであります。しかし、現行行政事件訴訟特例法とこのたびの法案との取り扱いの違いは、そのようなものではないと私は考えておるのであります。そして、その意味におきましては、今おっしゃるような趣旨から言いますすれば、取り扱いの根本は違わないと申上げてもいいかと思います。西独方式になつたわけでもありませんし、アメリカ方式になつたわけでもありますけれども、根本の考え方は変わつておらぬと御説明申し上げてもいいかと思うのであります。

れていくのではないか。そういうことになりますと、はたしてどの方向が正しいのか。どうもこの法案では、これははつきりせぬわけですが、しかし、方向というものは、一つ間違いますと、あとはぐんぐん間違っていくわけですね。そういう点を非常に懸念をするので、実はお聞きしておるわけです。どっちの方向を向いておるのか。根本としては、私は行政事件、民事事件と、いうものは区別すべきじゃないと思う、本質的に。したがって、アメリカ方式というものが私は基本的には正しいのじゃないかというふうな気持を持っておるわけとして、そういう立場からお聞きしている。ちょっとお前の言うこと少し間違っているというようない点等がありましたら、ひとつ御説明を願いたいと思います。

とられたものでありまして、やはり行政の円滑なる遂行というものをこの立場においては心がけざるを得ませんので、そういった説明を逐条説明においていたしておりますが、もちろん訴訟でありますので、おっしゃるところとおり、公権力の違法な行使による損害を受けた者の救済をはかるということが本質であることは間違ひありません。私どもはさように考えます。

○亀田得治君 そうすると、権利の侵害を受けた、そこを回復してやるのが訴訟なんだ、個人であろうが行政府であろうが一緒だと、この点は、意見が一致するようでありますから、間違ひないと思いますが、ところが次に、完全にその損害を回復してやるかどうか、こういう点になると、行政府からの攻撃に対しては若干考えなければならぬ点がある、それが特質だ、こういう御説明のようですね。しかし、そういう点は、あながち行政府からの権利侵害、攻撃だけではないわけですね。個人におきましても、たとえば、民族にもいろいろ規定があるわけですね。個人が個人に対して侵害をする、それを忍ばねばならない、がまんしなければならない、で「不法行為」の章などもそういう規定が若干ある、そういうわけです。そういう点は本質的なものではないじゃないか、何かそちらの方の違いに本質的なものを求めますと、何か行政上の必要から来る権利侵害というものはないじやないか、何かそこら辺の違いでありますと、いうほどまで言うわけじやありませんが、若干普通の個人からの攻撃よりもあるく見てくるというふうな考え方にはんだんこれが発展していくおそろいがあるわけですね。そういうことは

うも思はしくないと、まあ参考人の御意見もありましたが、甘く見るかどうかという点は、むしろ公権力からの侵害があつた場合こそ甘く見ちゃいけないで、きつく見るべきなんだ、そういう意見すらもあるわけでして、それを、どちらを強く見るかということは別といたしまして、少なくとも権利侵害を忍ばねばならないことが行政問題についてはあるといたしましても、行政事件だけの特有な性格ではない。社会は、各個人が集まつて、いろいろな連帯関係でてきておるわけですから、個人間においても、そのことは法律上認められておるわけなんですね。だから、やはり権利侵害の態様等について行政事件の特質ということをお考えになつておるのであれば、これは私は、行政事件と民事事件の違いというものは本質的じやない、全く本質的な点といえば、やはり侵害を受けた個人の立場であるわけですから、両事件といふものは本質的にやはり同じなんだと、ただし、違うところがある、それに対するひとつ手当をしていく、このほうが筋が通るようになりますが、いかがでしょうか。

ものであると、私どもは考えておるのであります。その手続の仕組みによりますと、行政事件では、はなはだしく行政目的を阻害するような結果を来たさんとも限らぬという面があるといふところが、やはり行政事件が民事事件とは違うのであるといふように私どもは考えておるのであります。もちろん、違法な行政手続の侵害を受けた者を保護するという訴訟の本質は同じかもしませんけれども、その救済する手続の仕組みによりましては、著しく行政目的を阻害するような結果を来たさんとも限らぬという面があるといふところが違うといふうに、私ども考えておるのであります。

ら物質があるというふうに、簡単にこへは私は持っていないと思うんですね。で、私の率直にいって遺憾に用いられるべきは、せつかく戦後新憲法の考え方と合わせて、行政事件というものを民事訴訟と同じように取り扱う、権利侵害という点は、そういう重点を置いて、そういう行き方であったことは、これは間違いない。ところが、いつの間にか、どうもその点がぼやけて、行政目的行政的というような、まあそういうふうに意識的にやられてるわけでもないでしようが、何かそういう感じが強く出てきて、そうしてこういう法案の中に反映しているのではないか、こう田代わけですが、そんなものはあんまり法も新法も、あまりそういう点では割り切っていいわけですねけれども、ただ、逐条説明では、ぐっと角度を切りかえていくような感じを受けるもんですから、はなはだ心配しておるわけなんですが、そんな心配は無用だというふうに考えていいわけですか。

で、民の方の意念で後援され入る確実な前記の問題に對しては、吉田博士がいへば、いさゞぎて、この説明の仕方があるわけなんですか。しかし、戦後行政事件をどうするかという問題につきましては、浅い私の知識によりましても、相当關係者の知識によりましても、未熟な點等はあるかもしませんが、そんなに粗末なものではないと私たち考えておるのですが、どうもこれは粗末だから、ひとつ早くこういうふうに変えるのだと云ふんばかりに説明がされるようですが、それでは、あの当時、今までの常行政を重く見過ぎた行政裁判所的な行き方、それを破って、現行法にでまとめて上げるのに努力した諸君の仕事というのをあまりにも過小評価するものであると感じておるわけですが、その点、どういうふうに皆さんにお見えになつておりますか。

過程から見ても、はつきり断定しておいたしますが、そう考えますと、いう点の欠陥は考えられるけれども、ほかの点については、さほどそれ欠陥があるという感じは持たないわけです。アメリカの行政手続法を拝見いたしましても、これはきわめて簡単なものです。しかも、はなはだ要領をとおり出す。日本の現行法と比較して、その詳しさという点から見たらどちらがどうだかわからぬくらいのものであります。それにしても、多少抜いている点があるというふうにも思つてますが、欠陥というのは、個々の文をおっしゃるのじやなしに、どううふうな点を言われるわけですか。総理大臣異議の制度などは、欠陥としては認められないわけですか。抜けておるものがあることだけ欠陥と言われるわけですか。

法づわ適の まはてでんはかい裁も質の をす縮うい条わけ單、し得ないけうどそとい

によってやっていくということであれば、もうそれでスマーズにやっていけば、判例、学説等によつて補つていけるわけですね。それほど欠陥があるようにも私は思はないのですが、そんなに欠陥がありますか。

○政府委員(浜本一夫君) 私どもは、アメリカの手続を今実は言つておるのぢやありませんで、日本の裁判所が日

○亀田得治君 いや、日本の特例法が欠陥があるということが事実なら、アメリカの場合はもそう言えるような、まさに簡単に簡単なものである、アメリカの場合も。だから、日本の行政事件の扱い方が民事事件と一体であるべきだと、いうことで、せっかくアメリカ方式を採用しながら、これが違った方向に行なうことをおはおそれから、そういう方向に行かないということの前提でなれば話はわかるわけですが、たゞ、総理大臣裏議等を強化しておるわけですね、ある面では。そういうところ等を見ると、これはやはり終戦後とられた考え方とやはり違つておる。この制度自体がGHQが押しつけたものではありませんけれども、決してこれはアイリカの行政訴訟法の考え方じゃないわけですね。そんなものを温存されておるところに、はなはだ方向としてどうも納得がしにくい点があるわけです。

○説明員(杉本良吉君) ただいまの点でござりますが、アメリカの行政訴訟と、やはりその歴史的な背景と申しますか、あるいは社会的な地盤が違つた面があるのでございまして、アメリカのこの制

度をまず申し上げますと、アメリカにおいては、やはり行政というものが、行政手続それ自身が非常に民主的に構成されてきているわけでございます。しかもそれは、国民の権利義務に影響があるようなものにつきましては、必ず行政委員会によつてヒヤリングを行なつて、そうして行政処分をする。反面といたしまして、司法作用のほうは、むしろ日本と比べますと非常に保守的な面があるわけです。ところが、日本の場合について申し上げますと、日本においては、むしろこれは法制の継承といふ点もありますけれども、とにかく大陸系の行政手続というものを輸入いたしまして、その上に司法権と申しますか、そういうものが乗つかつて、救済をはかっている。こういうことであります行政手続の前段階であります行政裁判制度のほうは、むしろアメリカとは逆に、進歩的な機能を營む傾向があるわけになりますが、そういう構成になつておりますので、したがいまして、司法作用のほうは、むしろアーメリカとは逆に、規定の仕方も、どちらがいいかどうかというこのとの前に、その歴史的な背景なりあるいは社会的な地盤、そういうものを考へていかなければならぬと思います。それじゃドイツにおいては、行政手続といふのは、行政手続といふのは民主化され得ないかと申しますと、ドイツにおいては、御承知のように、行政裁判制度ではございませんけれども、そういう制度がはかられております。それはだんだんと、行政官による救済手続ではございませんけれども、その度を申しますと、ドイツにおいては、御承知のように、行政裁判制度ではございませんけれども、そういう制度がはかられておりま

わけでございます。だからして、どうかということがむしろ根本的でございまして、その民主化の手段は違いませんが、その方向においては、そうたっても、して違わないというふうに思います。したがつて、現行の特例法は不十分であるという御質問の点でございますが、それから現行の特例法が忽々の際に申上げますと、現行の特例法の訴願前置の規定でございます。これは、十分當時各種の訴願の規定をよく洗いざらいにして引き上がったといふようなものではございません。したがつて、いまして、現在の特例法の第二条の訴願前置の規定というが非常に非難されてゐるゆえんでございます。そういう点で、現行の特例法は忽々の際に受けられた関係で、欠陥を暴露しつつある、こういうことのように思ひます。願前置の規定というが非常に非難されてゐるゆえんでございます。

○説明員(杉本良吉君) それは、行政手続を現在のままにしておいて、そんじう司法権というものを厚くして、ということになりますと、今度は行政のほうに、むしろその行政目的といふことを破壊するような格好でもって現われる面が強うござりますので、むしろ根本的に考へるとするならば、行政手続それ自身を民主化していく、こという方向で行きませんと、今度はも司法と行政とがまともにぶつかって、その間に相互に調和がとれたものでなくなるおそれがあるのじやないかと申します。

○亀田得治君 これは、行政の民主化ということも必要でしようけれども、しかし、なかなか一挙にいくわけじゃない、これは。だから現実は、一挙にいかないのであれば、この行政に対する同法審査を強化していくということ、行政に対するやはり一つの反省を与えることになるわけですね。それを甘かしておいたのじや、民主化されやらぬのが、いつまでたっても民主化ませんよ。それは逆に民主化していくければ、司法審査の対象になつた場に、そこに多少の摩擦が起るといふことは、これはやむを得ないのじやないです。だから、そういう考えに立つことは、せっかく現在の特例法が持つておるいい点を私はばやかしくいふことになると思うのです。今の法律からも実は心配がされるわけですが、行政が民主化されておらぬから、法審査をきつくやつちやいかねぞ、さこざが起こるからと、そこですよ

問題は、そんなことを言うたら、行政から来る権利侵害を認めることになるでしょう。それでは、一番初めに問題になつた訴えの本質は一体何なんだ、それと矛盾してきますよ。矛盾しませんか。

○説明員(杉本良吉君) 実は私も、そういう行政権が司法権を侵害するとか、あるいは司法権が行政権を侵害する、そういう姿にならないように、制度を根本的に考えるべきだということにおきましては、龜田先生と同じことあります。ただ、この訴訟といふのは、やはり実体関係を反映するものでございまするから、この訴訟の面だけでも、そういう根本的な問題の解決は十分ではない、むしろその鏡に反映する実体面をきれいにしませんと、どうしてもそういうきたないところが現われることになるのじゃないかと思います。ところで、そういうふうに根本的に洗うということになりますと、これはずまた、そのわが国の行政訴訟制度が育つた地盤を根本から改革するということになりまして、これは容易ならぬことになります。ひとまず、その鏡に映し出される実体面は現在のままにして、しかも、国民の権利救済をはかり、それからまた、行政と司法との調整といふものを十分に考えていくこと、これがまあこの案の根本的なねらいと申しますが、そういったものでござります。したがいまして、その龜田先生のおっしゃるよう、そういう英米法的な当事者訴訟的な訴訟制度というものがからごらんになりますと、この案といふのは理想的でないという線が出てくるのは当然であると思いますが、私もども、そういう理想的な線は一応考

えますけれども、この現行法の改正によって、いうことになりますと、その実体面が前提となつておりますので、そこまで行き切れない。やはりこういう次第の程度にとどまらざるを得ない、こういうふうに考へておきたいです。先生のお考へと私どもの考へをお聞きります理想的な姿とは、矛盾は実はございませんけれども、この現行法の改正によって、いよいよ考へておきたいです。

たわけでございますが、そのときに、こういう一つ問題があつたわけでござります。今、亀田先生からお話をありましたように、その際に、それを從来の民事訴訟と同じようになっていくのか、あるいは司法権のワタ内におけるまた民事訴訟とは別の行政訴訟として考えていくのかという議論は確かにあつたと思うと思います。ところが、先

の討議をやっているのです。従来の行政裁判所がだめになる。そして普通の行政裁判所に魅力のあつた人が、そううなりましても、一例をあげれば、最終的に最高裁判所へ持つていけばいいんだらう。前段階においては、下級の行政裁判所なんか認められるじゃないか。いうふうな議論すら出ていたわけだ。

す。ところが、そういう格好でできました案、これは昭和二十二年の十月二十八日、それから二十二年の十一月十一日、二つ案がありますが、これは、いずれも司法畠のそういう意見が通ってでき上がっておる、行政権の立場というものを押えて、大体アメリカ方式です。そういう立場ででき上がった法案ですね、これは、ところが、現行法

○大臣の異議を置かなくちゃいけぬ、あるいはまた、そういうサゼッショングに基づいて異議の制度が設けられるに至つたというふうには記憶しておらないわけでございます。

○亀田得治君 あなたは、当時、何かそういう立案関係にタッチしておられたか。

○説明員(杉本良吉君) 当時は立案に

（角田健治君） 現行法の成立過程について若干お聞きしておきたいんです
が、敗戦後、行政裁判所を残す、こう
いう動きが相当一部に運動がありまし
たね。これが結局否決されているわけ
ですが、その間の事情などを若干お知
りでしたら、ひとつ御説明願いたいと
思います。それが否決され、しかるべき
行政裁判所じゃなしに、普通の民事事
件と同じような体系で司法審査に服さ
していく、その服せ方につきまして
また議論が相当あつた。いろいろな案
が当時出ております。そういう経過等
につきまして御説明願いたいと思いま

はとの論議がまだ開始をされておらず、ござりますが、何分終戦後間もなくのこととございまして、当時の司法作用の体系といたしましては、民事訴訟と刑事訴訟、この二つの大きな体系があつたわけでございます。それを根本的に、行政訴訟法というよううに、民事訴訟法、刑事訴訟法と別の一の体系といふものを十分に考える、いとまはなかつたろうと思ひます。これは推測でござりますけれども、その当時のそういうふうな事情から、従来行政裁判所が扱つておりました行政訴訟というものは、刑事訴訟よりはやはり民事訴訟に近いだろう、それからまた、そういう

しかし、なんたまには不況された
んなものは否決されましても、しかる
ば、行政事件の訴訟手続法をどうするか
かという段階になりまして、やはり
この行政権の立場を考えた立案、そ
して、いやもうそうじやなしに、そ
うことが憲法の新しい精神から見
違っているという立場、こういう立場
は、むしろ司法辯の人がやっぽり
かったのです。まあこれは多少なわ
り根性から出ているのかもしれません
が、ともかく相当そういう点では激
く論議をやっているわけなんです。
れはもう根本問題にしてね、終局的
には、その司法辯の意見というものが

は不^可能^なが^つれども、それには、
プラズGHQの意見がついてきたわけ
です。その間の事情、これは非常に大
事なこととしてね。そこまでとまつ
ていたら、現在そんな総理大臣の異議
の問題とか、そんなものは出てこない
んですよ。当事の関係者がみんな、昭
和二十二年十一月十一日の案、これで
最終的にいい、こう認めていたわけな
んです。それで、昭和二十三年初めに
GHQとの折衝に入つてから、実はよ
けいなものがついてきたわけなんで
す。そういう経過などは、きちんとあ
なたのほうでつかんでおられるでしょ
うか。

○亀田得治君 実は、これは非常に重大な問題なのでして、当時は片山内閣ですね。昭和二十三年の一月十三日に、農林大臣の平野さんが追放をされたわけなんです。それに対し、平野さんのはうから、東京地裁に追放処分執行停止の申請をしたわけです。これには非常に政治的だという意味で、東京地方裁判所はそれを許したわけなんです。ところが、あのころの追放といふとて、立案につきましての方向だけは、いろいろと聞いていたわけあります。

○説明員(桙本良吉君) 新憲法からきて
まして、従来行政裁判所が扱つており
ました行政事件を司法裁判所が扱うと
いうようになりますしたその経緯につき
まして、私は直接関与したものじやござ
いませんので、詳しいことは御説明
申し上げることができないわけでござ
いますが、その憲法の建前から申しま
すと、そういう従来のような行政裁判
所、司法権のワクからははずれた特別裁
判所は、これを設けることができない
という規定になつておりますので、そ
ういう面から廃止になつたということ
でございます。それから次に、そうい
う事件を司法裁判所のワク内に移入し

手続法が完備されていないとするから、やはり民導訴訟法の定めるところによる、そういうような形でもって審理するほかはないんじやないかというような、むしろ、本質論にまで入らないで、やはり一つの過渡的な便法として、現在の特例法の第一条のような姿になつたのではないか。これは、はつきりと、こうであつたというふうに御説明申し上げるわけにはいきませんけれども、その経過としては、大体そういうふうな状況ではなかつたかといふうに思つております。

通じておるわけなんですね。そして政治家の方の特例法に結局なっておるんです。だから、そういう意味では、なるほど時間的に見れば、それは怒々であったかもしれませんけれども、柱をどこに立てるのかということで、当時の関係者たるものは努力したわけなんです。その結晶なんですよ。だから、その結晶は、私は、どういう場合にあってもなくしゃいけない。消しちゃいけない。技術的なこまかい点は別です。名前もいう点については、まあ怒々の間にあります。そう思つておるわけなんですね。

○説明員(林本良吉君)　その点にいきましては、先生が非常に詳しいようで、私たちよりも先生のほうが詳しいのではないかと思います。ただ、内閣総理大臣の異議の制度につきましては、私の知っております範囲におきましては、やや事情が違うでございまして、内閣総理大臣の異議は、GHQのほうからもそういう意見が出たことはそうでありましょうが、また、日本の民事訴訟学者、あるいは行政訴訟学者のほうからも、内閣総理大臣の異議はあるてしかるべきだという意見があつたようございまして、必ずしも本の民事訴訟学者、あるいは行政訴訟学者のほうから、こういう内閣総理GHQのほうから、

やつておるのです。そこで、GHQのほうは、最高裁に直接連絡をして、当然報告等があつたわけでしょうが、最高裁のほうでそれをGHQの耳に入れる、こういうことになつてゐるのであります。それまでは、GHQもそんなことは全然考えていない。総理大臣の異議というような制度は、第一アメリカの制度にそんなんものはないのですから、その事件が契機になつて出てきているのです。これはもうはつきりしているのですよ。

○鷹田徳治君　その当時の議論を見ると、
すると、基本的な性格の点について相当

で、これは仕方がない点があるうと聞
います。そう思つておるわけなん
で

あ、たようでございまして、必ずしも
GHQのほうから、こういう内閣總理

○説明員(杉本良吉君) 今の先生の
おっしゃる点は、十条の末項の問題に

ついてというふうに私は記憶しているのでありますて、内閣総理大臣の異議の制度を置くか置かないかという問題とは直接関係ないよう記憶しているものでござりますけれども、直接に衝に当たったわけでもございませんので、はつきりしたことは申し上げられません。

終的には司法戻の意見が勝っているわけですが、その前の行政裁判所的な感覚の強い意見で作られた案もありますが、その案にすらそんなものはないのですよ。日本の関係者は、そんなことをは全然考えていません。大体日本の行政裁判所の時代にすらそんなものはないのですから、裁判所をばかにしていい制度なんですからね、これは、裁判所

○亀田得治君 その当時の経過等を法務省において明らかにする文献等はあるでしょうか。どうです、現在。

○説明員(杉本良吉君) これは今、局长がお答えになりましたように、雑誌等に載っている程度しか、今のところ記録としては手元にございません。

○龜田得治君 雑誌等の記録でもいいわけですが、比較的これは信憑性がある

いうものは、あなたのほうの審議会ですから、残つておるはずです。それからもう一つ、二十一年の十月に行政訴訟に関する特則案要綱、これが出发点のようですね、まとまつたものとしては、この特則案要綱を作つて、それから以下、さきに申し上げましたよろしく四五つの案というものがずっと作られていました。これをひとつ調

○説明員(杉本良吉君) 現行の特例法の立案の資料となつた、そういつた資料につきましては、ほとんど集まりましたので、ほとんど参考にいたしませんでした。

○亀田得治君 しかし、これはやはり重大な問題として、そういう点をよくして下さい。

てきたのがやはり訴願前置だ。先ほど私が申し上げました日本側で立案しました最終案、昭和二十二年十一月十一日の案には、そんな訴願前置なんてないのですから、それもやってきているわけです。しかし、GHQの絶対に譲らなかつたのは総理大臣の異議であります。これはもう歴史的にはつきりした事実です。こちらに、多少置いてもいのじやないかという意見が、それ所の判断によつて占領政策にけちをついたくてはかなわぬと、そういうところから出でてきたにこれは間違いないのですよ。だから、この事実をはつきりさせておかなければ、まあ、本論に入つて、一体総理大臣のこの問題をどうするのかといふ点、ほんとうにこれが論議ができる。それでお聞きするわけですが、局長は、そこら辺の問題を、どのように歴史的な事実をごらんするか

ると思われるような記録等をひとつ整理して、資料として出していただけませんか。あるいは拝見さしてもらつてもいいですが、一々手渡すのもたいへんでしようから……。

べてみて下さい。当時の司法法制審議會というのがありましたね。それがずっと扱ったものなんですから、私それをきらうと見て、その上で、基本問題についての議論をもう少ししてみたくなります。まあ一々これはプリンストンとして資料として出すのはたいへんでしょうから、現物をそろえてもらえばいいです。できますな。

なるほど私お聞きしてみれば結構しくて、なぜか
わけとして、何分色々の際に制定せら
れました法律でありますので、きわめ
て穴が多いですからというようなこと
を言わんばかりの表現は、そういうと
ころから出てくるのですね。調査が十
分できておりぬ。それは、やはり行政
裁判所の行政権優位の考え方に対しても
司法関係の人が非常に抵抗をして、き
ちつとした柱を立てた、これはやはり
大きな功績なんです。だから、その功
績にいうものは、やはり長所を伸ばす

は、あるいはどなたか、そういう意見になつておられますか、承つておきたい。
があつたのかもしませんがね。しかし、そういうG H Qの指示で、そのようないうな二、三の項目を入れられたといふことで、立案関係者はやっぱり気持ちよく思わないということで、国会提出もだいぶ放置されていたのですね。ところが、提出命令が出てきて、出したと
○政府委員(浜本一夫君) 私は、現行の行政事件訴訟特例法の立案当時は、行政府にはおりませんで、かえつて司法府に在籍しておりましたので、その立案の経過、沿革というものについてはつまびらかにいたしておりますが、

ので、資料として提出するのではなくて、ごらんいただきたいと思います。
○亀田得治君 それから、昭和二十二年十月二十八日、それから二十二年十一月十一日の行政事件訴訟特例法案ですね。これはありますね、文献の中にはあなたのほうにはみんなそろっておるでしょう。

ましては、これは、今度の立案に際しては、いろいろな資料を集めますときに、この法制審議会の資料として出すために、いろいろ探したわけでござりますけれども、その当時立案に当たつた人がどうぞいましたし、それから、もう全然なくな

大きい功績なんですね。だから、その功績というものは、やはり長所を伸ばしていくように、この法改正をされるにあたりましても、私は、その点は間違わぬようにしてほしいと思っている。ところが、その過程を私たちが調べた限りにおきましては、そこでとまればいいのに、平野事件等を契機にして、

いうようなきつさまであるわけですか。だから、こういう事実関係をきちんと見ていただきませんと、現在の総理は、ただ、その後専門雑誌などへ出たので、程度においては、私も承知をしておりませんので、今、亀田委員のおっしゃる

○説明員(杉本良吉君)：「」わいません。
○鷗田得治君：「うううものは、ない」

しちやつたということをございまして、資料としてまとめたものは、皆際のところ私どもの手元には集まら

GHQからの一時的な感情から出たそういう要求が付加された。ところが、そんな付加された事情というものをよ

大臣異議の制度の評価というものは、ほんとうにこれはできないのです。西独のようだ行政権をどちらかといふと尊重する所においてだつて、そんなことはないわけですからね。むしろ逆ですね、制度的には。こつ然とこういうものが現われておるわけなんですね。これは、戦後の案がいろいろたくさんその当時の見るとあります。最たことに類似するような経過があつたことに私は承知をいたしております。しかし今、亀田委員のおっしゃったそのとおりであるかどうか、私も承知いたしておりません。多少何なぞは承知いたしております。そういうG H Qとの間にいきつたが、あつたということは、その後の出版物によつて承知している程度であります。

わけですがね。これは、当時の司法法規審議会でずっと作業をやられたものなんですね。それからそのほかに、昭和二十二年一月十三日、行政事件に適用する民事訴訟法の特例に関する法律案、これもやはり司法法規審議会で作った案です。それから、引き続いて二十二年二月十九日、行政事件訴訟法例法、これは法制局の案ですね。こう

かかったわけでございます。御了承いただきたいと思います。

案考と案案いにく調べておらぬために、何かこのこと 자체が相当有力なものであるかのごとく、今回の改正においてもまたこれが引きつがれたら、これは、私たちとして、この法案の審議に参加したものとして、はなはだこれは汚名を後世に残すことになるわけとして、もうちょっとこれららの点を調べて、次回にきちんととした御答弁を願いたいと思います。

ほんとうに日本の各関係者、専門家が、この総理大臣の異議などをここで置くべきだと当時の諸君が考えて置いたものではない。それは私も考えます。そうではないのならない、感じでなしに、よくお調べになって、はつきりこれはお答え願いたい。

○政府委員(浜本一夫君) 少し龜田委員の言にさからうかもしませんが、私どものこの法案を立案する過程を御説明申し上げますと、法制審議会に諮問を總理大臣からされまして、そうして法制審議会で要綱を示されまして、その示された要綱に基づいて、その趣旨をはざれないよう立案いたしましたので、事こまかに私どもが独創的なものを作ったものではございませんので、そういう終戦直後の全部の沿革を調べて、私ども独創のものを作ったという自負は私どもいたしております。法開審議会で示されました要綱案を理論的に組み立てたものがこの法案なんでありまして、私どもは決して独創を誇るものではありませんかわりに、そういう沿革について、多少調査漏れの点があるかも存しますが、現在調べられる限りのものは調べた次第であります。

○龜田得治君 法制審議会という一つのトンネルを通ってきておるのであるから、責任がそちらのほうに行くような感じもするわけですけれども、しかし、実際に提案をされ、こうして審議をするのはここであるわけですから、いろいろ資料があるはずです。だから

ら、一へん調査部あたりにある資料が置いて行きますから、一週間ほど貸していただければいいのですが、これは審議のためにやるわけですから、協力してほしいと思います。こういう機会でもないと、なかなかそういう勉強できませんので、私、必要な勉強ですか

それではちょっと資料の要求をしておきます。それは、訴願前置の理由ですね。これは三つある。そうして、たとえばこの法律についてはこれこれというふうに提案説明がなっているわけですね。なっているのですが、約五十幾つ訴願前置を取り上げておる例外法律があるわけとして、その全部の法律について、その点の説明をひとつ承っておきたい。これは、口頭でこんな所で言つたんでは、とても長たらしく、聞いているほうもなかなか繁雑ですから、これは表にしていただきたいと思います。それと、もう一つは、約五十つの法律について訴願前置が採用されておりますが、その法律の中である事項については訴願前置をとらない、ある事項についてはとる、こういうことになつておるのでしょうから、法律だけではなしに、その項目をひとつ整理してほしいのです、法律ごとに。これを表にしてもらいたい。そこへ簡単に、理由はABCくらいにして、AならAと書いてもらえばいい。

○委員長(松野孝一君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(松野孝一君) 速記を始め

他に御発言もなければ、本案に対す

る質疑は次回に続行することとし、本案については、本日はこの程度にとどめます。

次回は、五月四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時一分散会

四月二十六日本委員会に左の案件に付託された。

一、行政事件訴訟法案(予備審査のための付託は一月三十一日)

一、行政事件訴訟法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(予備審査のための付託は三月十九日)